

■教育行政のポイント

“地域とともにある学校”への転換

菱村 幸彦

教育再生実行会議が全ての学校をコミュニティ・スクール(以下「CS」)化しようと提唱したことを踏まえて、中教審は、作業部会を設けてCSの在り方などについて審議を進めてきたが、10月26日に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申素案)」を示した。

CSの導入が伸びない理由

周知のように、CSは、地方教育行政法第47条の5に基づき学校運営協議会(以下「運営協議会」)を設置する学校である。その数は、本年4月現在、全国2,389校(去年は1,919校)で、まだ総学校数の7%程度にとどまる。

文科省調査によると、運営協議会を設置しない理由として、教育委員会や学校は、学校評議員制度や学校支援地域本部等が設置されているから、地域連携はうまく行われているから、保護者や地域の意見が反映されているから——等と答えている。しかし、その背後にCSの導入で管理職や教職員の負担が増えないか、人事権が制約されないか、一部委員の発言で学校運営が混乱しないか、委員に適切な人材が得られるか等の懸念があることは否めない。

地方教育行政法は、運営協議会の権限として、学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見具申、人事についての意見具申を定めている。これらの権限は、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域住民や保護者のニーズを反映させることで、学校運営のガバナンスの強化を目指している。このことが学校管理者には外部からの介入を避けたいという心理につながっている。

運営協議会の制度的見直し

中教審の作業部会では様々な意見が交わされているが、これからの公立学校は、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを

育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指すべきという基本認識では一致している。

答申素案は、運営協議会制度の基本的方向について、次の諸点を提言する。

- [1] 運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化すること。
- [2] 運営協議会の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を可能とする仕組みを検討すること。
- [3] 運営協議会において地域等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、地域等の連携・協力を促進していく仕組みとすること。
- [4] 校長のリーダーシップの発揮の観点から、運営協議会委員の任命に校長の意見を反映する仕組みとすること。
- [5] 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校で一つの運営協議会を設置できる仕組みとすること。

CSは、学校が抱える課題の解決を図り、子供たちの教育活動等を一層充実していく役割を持つ観点から、学校運営の最終責任者である校長を支え応援することによって、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進しよう、というわけだ。

答申素案は、CSについて、基本的には学校や教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいとしているが、教育委員会が積極的にCSの設置の促進に努めていく制度的位置付けの検討を求めている。となると、法律的には、CS設置の努力義務規定を設けることが検討課題となろう。

答申素案は、年内にも正式答申される予定のようだが、文科省は、来年度に地方教育行政法の改正作業に着手することとなろう。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●謝罪事件から見た新モンスターペアレント問題を苦情業界から問う！ なぜあの保護者は土下座させたいのか

【著】関根眞一 四六判・148頁／定価(本体1,900円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

